

## 日本医療ガス学会 安全教育委員会 細則

### (組織)

第1条 安全教育委員会（以下、委員会）は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する者
- (2) 事務局員
- (3) その他委員長が必要と認める者

### (目的)

第2条 委員会は次に掲げる項目を目的として活動する。

- (1) 医療ガスの安全な使用に関する教育、啓発
- (2) 医療ガスの安全な使用に関する研究、出版活動
- (3) その他医療ガスの安全に関わる問題への対応

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 必要に応じて副委員長をおくことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席あるいは委任状をもって成立することとする。

- 2 議事は、出席委員（委任状を含む）の3分の2以上をもって決する。
- 3 審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

### (委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

附則1. この細則は2022年6月1日から開始する。